

第6波対応中小事業者応援金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、人流が止まることで経営に大きな影響を受け、売上減少や事業縮小等を余儀なくされる飲食業、宿泊業、交通・旅行業及びその他の業種で特に大きな影響を受けた事業者への支援と継続的な感染防止対策資材経費として応援金を給付します。

給付対象

次の①～⑥のすべてを満たす方が対象です。

- ① **市内に事業所（店舗）を有する中小事業者**（中小法人又は個人事業主）※1で、「**飲食業**」「**宿泊業**」「**交通（バス・タクシー・運転代行業）**」・**旅行業**」又は「その他の業種で**特に大きな影響を受けた業種**（右記の業種を除く。）」を営み、今後も事業を継続する意志があること（令和3年10月以前に事業を開始）

【対象外業種】
農林漁業、介護・障害福祉事業者、児童福祉施設、児童の自立を支援するNPO法人
→市の別制度をご活用ください

※1 公共法人のほか、性風俗業及び宗教団体や政治団体は除きます。

- ② **業種別ガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じ、「信州の安心なお店」又は「新型コロナ対策推進宣言」を行い、感染症対策を徹底していること。**
- ③ 経営者が暴力団員及び暴力団関係者でないこと
- ④ 風営法に規定する「性風俗関連特殊営業」又は「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと
- ⑤ **市税等に未納がないこと**
- ⑥ 「**その他の業種（対象外業種を除く。）**で**特に大きな影響を受けた中小企業者**」の事業者については、**令和4年1月から3月のいずれかの月の事業収入**が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、**平成31年から令和3年のいずれかの年の1月～3月の平均事業収入と比較して30%以上減少した月が存在**
- 例）平成31年（2019年）1月30万円、2月25万円、3月35万円（＝平均事業収入**30万円**）、令和4年1月**20万円**→33%減で対象。

給付額

事業者単位での申請とし、

法人（人格のない社団等を含む）20万円、個人事業主10万円

を給付します。

※市内に複数店舗を有する場合でも1事業者とします。

手続き方法

申請書は伊那市公式HPからダウンロードしていただくか、伊那市役所商工振興課内の窓口にて受け取ることができます。**主たる収入が事業収入（不動産収入を除く）であることが必要です。また、農業の方は別制度をご利用ください。**

主たる業種（※）	必要書類
<ul style="list-style-type: none"> ● 飲食業 （テイクアウト・デリバリー専門店を除く） ● 宿泊業 ● 交通・旅行業 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「第6波対応中小事業者応援金交付申請書兼請求書」、「誓約書」及び「提出書類確認表」 2. 本人確認書類の写し（個人事業主の場合）、定款等の写し（人格のない社団等の場合） 3. 許可等を要する業種を営む者について、許可証等の写し 4. 信州の安心なお店認証制度審査結果通知書の写し 又は新型コロナ対策推進宣言の写し 5. 比較年(2019年～2021年のいずれか)の1月～3月の収入額が含まれる確定申告書第一表又は別表一の控え、所得税青色申告決算書の控え(青色申告を行う個人事業主の場合)、法人事業概況説明書の控え両面2枚(法人の場合) ※収入のうち、事業収入が最も多い年のものをご提出ください。 6. 振込先口座の通帳の写し
<ul style="list-style-type: none"> ● その他の業種 (対象外業種を除く。) テイクアウト・デリバリー専門店であっても減収要件を満たす場合はこちらの分類とします。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上記の書類 2. 対象月（令和4年1月～3月のいずれか）の売上高が確認できる売上台帳等 3. その他売上上の減少が新型コロナの影響とわかる書類の提出をお願いする場合があります。 <p>・ガソリンスタンドについては、原油高騰を考慮し、販売量が30%以上減少していることが確認できれば対象としますので、詳しくはご相談ください。</p>

必要書類の準備

市役所に提出

- 〒396-8617 伊那市下新田3050番地 伊那市役所 商工振興課 宛
郵送かお持ち込みにてご提出ください。 **【申請期間】：令和4年2月16日（水）から令和4年5月31日（火）まで**
- 感染拡大防止のため極力郵送による提出にご協力ください。

交付決定

- 市役所から「第6波対応中小事業者応援金交付決定通知書兼確定通知書」が届きます。
- 通知書到着から2～3週間程度で指定口座に応援金が支給されます。

（注意）正当な理由なく市税や料金等に未納がある場合には支給対象外となる場合がございます。
コロナウイルス感染症が原因で納付が困難な場合には、本応援金の申請前に市税や料金等の担当課にご相談いただき、猶予制度の申請等の活用をご検討ください。

【お問い合わせ先】伊那市 商工観光部 商工振興課

TEL:0265-78-4111(内線2432、2433) メール:skk@inacity.jp

よくある質問

Q. 交付申請書の「売上が減少した理由」欄はどのように記載すればいいか？

A. 下記の1～6のうち、主たる理由として最も当てはまるものを選択して、番号をご記入ください。

1. コロナの感染拡大により、お客の数または客単価が減少した。
2. コロナの感染拡大により、取引先からの発注量または発注額が減少した。
3. コロナの感染拡大により、取引先が減少した。
4. コロナの感染拡大により、原材料の調達が予定通りできなかった。
5. コロナの感染拡大により、イベント中止、移動や面会の抑制等で営業活動そのものが制限された。
6. 1～5に該当しないその他の理由（隣の欄に減少理由を直接ご記入ください。）

Q. 給付対象者となるのはどのような事業者か？

A. 市内に事業所（店舗）を有する中小事業者（収入のうち事業収入が最も多い）で、その事業収入を構成する業種のうちで最も割合が大きい業種（主たる業種）として、

「飲食業（テイクアウト・デリバリーを除く。）」「宿泊業」

「交通・旅行業」及び「その他の業種で特に大きな影響を受けた業種」を営む方です。

「交通・旅行業」は、交通（バス・タクシー・自動車運転代行業）や旅行業が該当します。

「その他の業種で特に大きな影響を受けた業種」とは、「飲食業」「宿泊業」「交通・旅行業」以外でも新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年の1月から3月の任意の月の売上が過去3年のうちの任意の1年の1月～3月の3か月間の月当たりの平均事業収入（3ヶ月合計を3で除したものの、法人・個人全体の事業収入で判断）と比較して**30%以上減少している事業者**が対象となります。

※1テイクアウト・デリバリー専門店であっても減少が確認できればこちらの区分で申請が可能です。

※2主たる業種として、農林漁業、介護・障害福祉事業、児童福祉施設、児童の自立を支援するNPO法人に該当する方は、市の別の制度があるため、本制度の対象外です。

Q. この応援金での中小事業者とは何か？

A. 個人と法人で事業を行う者を言い、法人については業種ごとに資本金（出資金）又は従業員数について、次の条件を満たすものを指します。（公共法人、宗教団体、政治団体及び性風俗業を営む者を除く。）また、特例として、人格のない社団等も事業の実態があれば法人と同様に取り扱いますので、該当する方はご相談ください。

業 種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本・出資金	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

Q. 複数の事業を行っており、事業全体では収入減少率の要件を満たさないものの、一部事業の収入だけみれば該当するが、支援を受けられるか？

A. 受けられません。

同一の事業者が主たる事業以外にも事業収入を得ている場合には、それら全ての事業収入を合算した事業収入額をもって判断しますので、必ず全ての事業収入額にて申請するようにお願いいたします。

Q. 農家民泊を営んでいるが、この応援金の給付対象となるか？

A. 主たる業種として農業を営んでいる方は、給付対象になりません。市の別の制度（伊那市野菜農家等緊急支援事業）がありますので、そちらをご活用ください。制度の詳細については、市役所農政課へお問い合わせください。